

9-(6).障害学生支援について

障害のある学生のために、以下の相談・支援を実施しています。相談や支援を希望する学生は、事務部学生教務課に申し出てください。

①相談窓口

修学、学生生活、就職（キャリア支援課）に関することなど、4年間の学生生活を過ごす上で直面する課題を解決するための相談に応じ、調整を行います。

②授業における配慮

視覚や聴覚、上肢などの障害、精神疾患や難病がある学生に対して、障害や疾病の状況に応じて以下の配慮を実施します。

- ・座席の確保
- ・講義資料の拡大コピー
- ・授業担当教員への配慮依頼、病状説明
- ・ノートテイカーの配置など

③定期試験における配慮

視覚や聴覚、上肢などに障害、精神疾患や難病がある学生に対して、障害や疾病の状況に応じて以下の配慮を実施します。

- ・試験問題・解答用紙の拡大コピー
- ・別室受験
- ・試験時間の延長など

④障害学生支援室の設置

障害学生支援室は、諸々の相談に応じ、他部署との調整を行います。また、支援機器の利用等も可能です。詳しくは事務部学生教務課に問い合わせてください。

⑤障害学生支援スタッフについて

障害学生支援室では、ノートテイカーやテキストの電子化など、障害学生を支援するスタッフを募集しています。障害学生支援スタッフとして活動を希望する人は、事務部学生教務課に申し出てください。

「障害支援技術論」「視覚障害者情報保障論」「視覚障害者情報保障論演習」「福祉対話技法」など、障害がある人への支援技術を学ぶことができる科目も開講されていますので、積極的に履修してください。